

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月7日現在

機関番号：80101

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2011

課題番号：20520605

研究課題名（和文） 勸農を中心とする三県一局期のアイヌ政策に関する研究

研究課題名（英文） Research on Ainu Policies during SANKEN IKKYOKU Period(1882-1886), with a Focus on Agriculture

研究代表者

山田伸一（YAMADA SHINICHI）

北海道開拓記念館・学芸部・学芸員

研究者番号：30291909

研究成果の概要（和文）：三県一局期（1882～85）に札幌県が実施したアイヌ民族に対する農業教授政策について、以下の諸点を明らかにした。

- ①この時期発生したアイヌ民族の飢餓の原因は、シカの減少やサケ漁禁止であり、開拓使と札幌県の政策の結果である。
- ②札幌県がその対策として実施した政策は、農業奨励に偏ったものだった。
- ③農業へのアイヌ民族の対応は、多様であり、各地域の状況や年齢・性差などを考慮した検討が今後不可欠である。

研究成果の概要（英文）：The theme of this research is Ainu policies by prefectural governments during SANKEN IKKYOKU Period (1882-1886). The conclusions of the research are as follows:

- ①The causes of starvation among the Ainu during these years were decrease in deer and prohibition of salmon fishing, which were results of policies by Kaitakushi (Colonial Department) and Sapporo Prefecture.
- ②The measure against the starvation taken by Sapporo Prefecture was only agriculture promotion.
- ③Correspondences to agriculture by Ainu were various. Further consideration is needed with regard to situation of each region, generations and gender.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：近現代史、アイヌ民族、先住民族、勸業政策、北海道開拓

1. 研究開始当初の背景
 - (1) 関連する研究動向と位置づけ

いわゆる三県一局期には、アイヌ民族に対する政策が活発化したことが知られる。政策

の柱となったのは、札幌・根室・函館各県の「旧土人救済方法」であり、各地のアイヌ民族に対して順次種苗や農具などを給与し、農業を教授することを主な内容としていた。

この「救済方法」については、高倉新一郎『アイヌ政策史』（日本評論社、1942年）の研究を批判的に検討した加藤規子「北海道三県一局時代の対アイヌ政策とその実状」（『北大史学』第20号、1980年）が、各地でアイヌ民族の移住をともなったこと、アイヌ民族の居住地・財産が官によって整理・管理され、その後の和人への土地払い下げを促進する道を開いたことを論じた。

加藤氏の見解は「救済方法」の基本的な問題点を指摘したものとして重要であるが、以下のような限界を持っている。

第一に、史料的には高倉氏と同様に、公文書の二次的編纂物や後の時期の道庁刊行物を利用するにとどまっている。

第二には、政策意図や各地の実態の把握とがともすれば概括的なものになりがちで、各地域の実状を十分具体的に捉えているとは言い難い。

学部卒業論文をもとにした加藤論文にこれらの限界があることはやむを得ないことであり、その成果を踏まえたうえで、一次史料の徹底的な調査によってより踏み込んだ検討をおこなうことが、現在の研究者にとって大きな課題であると言える。

近代日本のアイヌ政策によって焦点に位置すると言ふべき「北海道旧土人保護法」（1899年制定）の最大の柱は、農業に目的を限定した土地下付であり、その前提となる時期の、同じく農業に関わる課題を問うことによって、近代アイヌ史・アイヌ政策史の鍵となる問題に迫ることを目指したい。

また、視点を変えれば、本研究課題は近代日本の国民国家形成過程における先住民族問題についての基礎的研究と位置づけることもできるだろう。

(2) 研究代表者のこれまでの研究との関係

山田は本研究に先立つ数年間において、三県一局期よりも前の時期を対象として、殖産興業を意図した生物資源保護の視点から開拓使が実施したシカ猟やサケ漁に対する規制について調査し、これらの規制がアイヌ民族の従来の生業活動の権利を大きく否定してきたことを明らかにしてきた。

なかでも、千歳川のサケ漁規制を開拓使が強行する際には、具体的計画抜きにアイヌ民族への農業奨励策が代替措置として掲げられていたことを論証し、アイヌ民族への勸農が開拓使期から「北海道旧土人保護法」まで一貫した方針だったかのように論じた前掲高倉『アイヌ政策史』に強い疑問を抱いた。こうした研究経過から、開拓使による諸政策

の結果として生じたアイヌ民族の極度の困窮に対して、三県がどのような政策を実施したのかを勸農を軸として具体的に検討する必要があるにいたった。

またそれ以前には、十勝地方を対象として「北海道旧土人保護法」による農業目的の土地下付が地域においてどのようにおこなわれたのかを検討するなかで、三県一局期に農業を教授するためにアイヌ民族の集住をともしないついで設定された土地を一部引継ぎながら土地下付対象地が決定されていた場合が多いことを論証した。このことから、三県一局期の農業教授から「保護法」の運用までを合せて視野に入れながら、地域における諸政策の展開とアイヌ社会の変容過程を具体的に把握することを課題として意識してきた。

つまり、本研究によって、三県一局期の前と後を対象としてきた自身の研究をつなぎ、近代アイヌ政策史・アイヌ史をより見通しをもって把握しようと試みるものである。

なお、従来の山田の研究成果については、本研究の実施期間内に整理を進め、2011年中に『近代北海道とアイヌ民族—狩猟規制と土地問題』として刊行した（北海道大学出版会刊）。

2. 研究の目的

北海道において、いわゆる三県一局期（1882～86年）に開始されたアイヌ民族に対する勸農政策（「旧土人救済方法」などと呼ばれた）について、札幌県と根室県に重点を置き、以下の諸点について検討する。

- (1) 各県によるアイヌ民族の実情把握、県庁内部における議論および農商務省とのやりとりなど「救済方法」の立案過程
- (2) 種苗・農具の給与、教授者派遣など施策の実施実態
- (3) アイヌ民族に対する移住の実施やその土地制度上の扱い、農業以外の生業活動についての制限などとの関係
- (4) 各地のアイヌ民族の対応および政策がアイヌ民族に与えた影響
- (5) 「救済方法」の打ち切り過程

これらの検討をとおして、開拓使による諸政策の結果として生じたアイヌ民族の困窮に北海道の地方行政がどのように対応したのか、「北海道旧土人保護法」（1899年制定）による農耕に目的を限定した土地下付政策が、地域においてどのような前提をもっていたのかを考察する。

3. 研究の方法

以下の調査を実施して関連史料を収集し、その整理・分析を行った。

(1) 公文書の調査

- ①北海道立文書館（札幌市）が所蔵する、三県および農商務省北海道事業管理局が作成した公文書を調査し、関連史料を収集した。
- ②国立公文書館（東京都）において、農商務省その他国の機関が作成した公文書を調査し、関連史料を収集した。

(2) 新聞・雑誌・紀行文などの調査

- ①北海道立図書館、函館市中央図書館などにおいて、明治期に北海道内で刊行された新聞や雑誌を、また国立国会図書館などにおいて道外で刊行された新聞や雑誌などを調査し、関連記事を収集した。
- ②上記の各館のほか、北海道大学附属図書館、北海道立文書館などにおいて、紀行文など関係する史料を調査した。

(3) 私文書の調査

帯広百年記念館所蔵の晩成社関係史料、幕別町ふるさと館所蔵の吉田菊太郎史料など、北海道内各地の図書館などにおいて調査を実施した。

(4) 現地調査

文書史料による調査とその分析を進めると並行して、十勝地方や胆振・日高地方、網走地方の関係地点において現地調査を実施した。

(5) 道外所在史料の調査

道外からの北海道移住者や旅行者の記録から関連史料を収集すること、および他府県の同時期の類似事例との比較によって北海道内三県の政策の特徴を理解することを目的として、山形県や徳島県において史料調査を実施した。

4. 研究成果

- (1) 十勝川流域において札幌県が実施したサケ禁漁とアイヌ民族の関係について、次のような諸点を明らかにした（山田 2009 で報告）。
- ①札幌県による河口部を除く十勝川流域のサケ禁漁の背景には、河口部に流入した和人漁民によるサケ・マス漁場の権利取得をめぐる激しい競争が展開していたことがあった。
- ②水産資源としてのサケ保護を目的とした上流部の禁漁について、現地を事前に調査した官吏は、禁漁を強行すればアイヌ民族の飢餓を生じさせると予想し、アイヌ民族の食料目的のサケ漁は容認するよう主張したが、札幌県はこれを採用せず、しかも監守を派遣して取締りを徹底することで

禁漁の実効化を図った。それが要因となってアイヌ民族の飢餓が発生した。

- ③アイヌ民族からは、自給用サケ漁の容認を求める動きがあった。これに対して札幌県では、新潟県三面川で実施されている種川法（サケの自然産卵を保護する方法）の採用を検討したが、結局は見送った。
- ④県は、監守派遣を1年ないし2年で打ち切って、実質的には「密漁」黙認と同然の扱いに転じた。一定の配慮ではあったが、制度上においてアイヌ民族のサケ漁の権利否定については変更を加えなかった。

(2) 札幌県期の十勝地方におけるアイヌ政策の展開として、次のような諸点を明らかにした。

- ①アイヌ民族の困窮に対して札幌県は、(1)の③に記したサケ禁漁についての再検討と一体の形で、集住をともなう農業教授政策である「十勝郡五郡旧土人授産方法」の実施を計画した。
- ②その検討に当たった札幌農学校出身の県勸業課員には、この地域におけるアイヌ民族が担う今後の産業としては漁業には将来性がなく、農業に転じさせる以外にないとの強い考えが見受けられる。
- ③札幌県勸業課には、「授産方法」実施にあたって帯広地方の和人移住団体である晩成社からの協力を大きな期待がある一方、晩成社の側には自社の農業従事者の不足をアイヌ民族の労働によって補うことへの期待が見られる。
- ④札幌県勸業課は、「授産方法」実施の効率や農耕に向けた土地の所在を優先させ、アイヌ民族の集住を構想した。当初はその実現に楽観的だったが、実施段階には、移住への抵抗が表面化したことなどから、集住地の数は当初構想より多くなった（集住の程度を緩和せざるを得なかった）。
- ⑤明治20年代に「授産方法」が停止されてからは、アイヌ民族が農業から遠ざかる傾向が全般的には見られる一方で、1890年代の記録からは、これを機として農業に生業の比重を移した者もいたことが確認できる。「授産方法」において十勝アイヌ共有財産を財源として西洋式農具を購入し、確保する方策がとられたことが、アイヌ民族の農業への移行を助ける役割を果たした可能性がある。

(3) 札幌県期およびその前後の時期の十勝アイヌの歴史を考える場合、開拓使期にそれまでの漁業労働に由来する形で形成された共有財産とその管理・利用の問題は大きな焦点になる。これについてまとめるまでには至らなかったが、以下のような見通しを得た。

- ①「北海道旧土人保護法」について指摘されてきた、官庁が共有財産を管理することによる弊害（管理・利用からのアイヌ民族の排除、官庁によるアイヌ政策の財源としての利用、など）は、開拓使から札幌市の時期においてもすでに濃厚に見られる。
- ②この時期においては特に、漁業をはじめとする産業振興を図るための融資財源に、開拓使が自己の管理下にあったアイヌ民族共有財産を利用した事実注目すべきである。この利用によって共有財産が著しく目減りした可能性がある。
- ③②の融資には、開拓使が直接融資をおこなうものの他に、中国向け海産物輸出を目的とした国策会社である広業商会を通じたものがあつた。広業商会は、開拓使期において十勝や釧路地方のアイヌ民族への物品供給と生産品買取り独占を一時的に担ったこともあり、アイヌ民族との関わりの実態について踏み込んだ検討が今後の課題として重要である。
- (4)札幌市期における胆振・日高地方のアイヌ民族の飢餓発生と、それを受けた札幌市による農業教授策である「旧土人授産方法」の立案、実施過程について検討し、次のような諸点を明らかにした。
- ①飢餓が深刻と報じられた日高地方の沙流郡については、海岸部よりも内陸部の方が深刻で、アイヌ民族は「宝物」と交換で水系を異にする地域から食料を入手したり、山野草を食べ尽くすような事態が見られた。
- ②その原因としては、開拓使の狩猟政策を背景とする猟獲物の減少、「奸商」への借金、前年の旱魃と蝗害が指摘されている。
- ③胆振地方の勇払郡においても似たような状況にあつた。農業教授に対しては、男性よりも女性が歓迎する傾向が見られた。札幌市が計画した移住に対しては、頑強に拒む人がいたことが確認できる。
- ④札幌市の記録には、全体にはアイヌ民族は農業への転換を歓迎しているように記されているが、サケ漁や狩猟など従来の生業を継続することが開拓使以降の政策の結果著しく困難になった環境下であること、アイヌ民族のなかで従来農耕に主に従事していたのは女性であり、特に壮年男性が農業に転じるには自己の価値観の転換が必要でもあつたと思われること、などを考慮する必要がある。
- (5)根室県について
根室県による勸農政策について検討する準備作業として、同県によるアイヌ政策に関わる公文書の抄録である『根室県旧土人』（北海道大学附属図書館所蔵）の翻刻

をおこなうなど、基礎的な史料収集と整理を進めたが、札幌市を対象とした研究に重点を置いた結果、研究期間内にそれ以上の進展をさせることはできなかった。

- (6)本研究に付随して得られた史料を活用し、開拓使による奥尻島へのシカの移入について、資源としてのシカへの期待といった背景やその後の展開など事実関係をまとめ、この時期の勸農政策の特徴を考察した（山田 2010）。
- (7)その他に、今後の研究のための基礎的な素材となる以下のような成果を得た。
- ①札幌市文書のうち、衛生・医療、移住団体との関係、開拓使期に樺太から石狩地方に移住させられたサハリンアイヌの漁業経営関係など、勸農政策以外のアイヌ民族関係の史料の所在状況を把握した。
- ②これまでほとんど利用されてこなかった農商務省北海道事業管理局の公文書について調査をし、千島など各地のアイヌ民族関係史料の所在状況を把握した。
- ③札幌市期に十勝内陸部に移住し、アイヌ民族とも多様な関係をもった晩成社の幹部渡辺勝・カネ夫妻の日記（帯広百年記念館所蔵）を調査し、既刊の翻刻との照合を行って、誤りを訂正した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ①山田伸一、開拓使による奥尻島へのシカ移入とその後、北海道開拓記念館研究紀要、査読無、第 38 号、2010 年、67-80 頁
- ②山田伸一、札幌市による十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族、北海道開拓記念館研究紀要、査読無、第 36 号、2009 年、201-222 頁

〔その他〕

博物館普及行事での口頭発表

- ①山田伸一、〔歴史講座〕明治初期にアイヌ民族を襲った飢餓、2011 年 11 月 20 日、北海道開拓記念館講堂にて

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 伸一 (YAMADA SHINICHI)
北海道開拓記念館・学芸部・学芸員
研究者番号：30291909